

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月29日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第9号

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条資格係の項第3号の次に次の号を加える。

(4) 課の庶務に関すること。

第3条保険料係の項第5号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。